令和５年度
（２０２３年度）
ＰＴＡ総会のしおり

三田市立けやき台小学校ＰＴＡ

目次

１　令和４年度年間活動実績表　・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１～４

２　令和４年度ベルマーク集計表　・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ５

３　令和５年度けやき台小学校ＰＴＡ構成図　・・・・・・・・・Ｐ６

４　令和５年度事業計画（案）　・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ７

５　三田市立けやき台小学校ＰＴＡ規約（案）　・・・・・・・・Ｐ８～１２

６　三田市立けやき台小学校ＰＴＡ個人情報取扱規則　・・・・・Ｐ１３～１４

７　三田市立けやき台小学校ＰＴＡ運営細則　・・・・・・・・・Ｐ１５～１７

８　三田市立けやき台小学校ＰＴＡ本部役員予定者選考規程　・・Ｐ１８～１９

９　三田市立けやき台小学校ＰＴＡ旅費規程　・・・・・・・・・Ｐ２０～２１

１０　三田市立けやき台小学校家庭教育学級規約　・・・・・・・Ｐ２２

年間活動実績表

	R4 3.4月	5月	6月
全体	紙面総会		20.27日 イオンパトロール
本部		8日 公園清掃(こどもくらぶ) 21日 芝生広場管理(こどもくらぶ) 29日 第2回役員会	18日 ・第3回役員会 ・芝生広場管理(本部)
他機関への出席	4/28 第1回 育成会議	15日 第1回まちづくり協議会(本部) 15日 令和4年度総会 26日 第2回育成会議(地区委員)	11日 第1回学校地域運営委協議会 30日 第3回青少年健全育成連絡協議会(地区委員)
運営		14日 第1回運営委員会	11日 第2回運営委員会
学年委員会		14日 第1回学年委員会 17日 4年生活動 18日 5.6年生活動 20日 1.2年生活動 23日 1.2年生活動 24日 第2回学年委員会 3年生活動	4日 6年生前代表と引継ぎ 8日 1.2年生活動 14日 1.2年生Mrチョップリンさんへお礼状 16日 4年生活動 17日 3年生活動 24日 6年生活動 30日 ・1.2年生案内文書確認依頼 ・4年生ベルマークだよりの文書印刷、配布
地区委員会	3/12 第1回地区委員会 4/20.30 安全指導当番表作成作業 4/23.26 安全指導当番表の名簿受け取り 4/30 第2回地区委員会 4/30～5/6 文書確認	1～8日 安全指導当番表確認 15日 配布物作成 16.31日 安全指導当番表配布 19日 地区委員名簿作成 23日 安全マップ、プレート文書印刷と配布	2日 PTA会員名簿修正依頼 15日 イオンパトロール報告書提出方法変更の審議依頼 17日 第3回地区委員会 21日 安全指導当番(登校) 20.23日 安全指導当番(下校) 23日 PTA会員名簿修正依頼 28日 安全指導当番(登校) 27.29.30日 安全指導当番(下校)
体育部		21日 ・グラウンド整備 ・第2回 部会 27日 運動会前日準備 28日 運動会当日受付、片付け	25日 第3回部会
家庭教養部		22日 ・PTA運営会議の報告 ・今年度テーマ決定 ・各講座内容の検討	18日 ・PTA運営会議報告 ・一般講座確認 ・こうみん講座確認
広報部		14日 部内会議 20日 PTAだより第1号原稿依頼 21日 部内会議 28日 運動会取材	2日 はなみずき1号本部確認依頼 5日 PTAだより第1号本部確認依頼 6日 3年生環境学習取材依頼(ササユリ見学) 9日 芸術鑑賞会取材依頼 14日 6年生校外学習取材依頼(奈良方面) 16日 3年生校外学習取材依頼(警察消防) 19日 部内会議 10日 はなみずき第1号学校確認依頼 26日 はなみずき第1号印刷会社入稿 6/30～7/4PTAだより第1号印刷

年間活動実績表

	7月	8月	9月
全体	11日イオンパトロール	29日　イオンパトロール	5.12.26日　イオンパトロール
本部	2日　こどもくらぶ運営企画会議(こどもくらぶ) 3日　公園清掃(雨天中止) 23日　芝生広場管理(本部)	27日　芝生広場管理(こどもくらぶ)	3日　第4回役員会 11日　公園清掃(こどもくらぶ)
他機関への出席	24日　けやき台自治会夏祭り検討委員会(こどもくらぶ) 28日　青少年健全育成連絡協議会(地区委員会)	7日　けやき台地区まちづくり協議会(本部) 25日　青少年健全育成連絡協議会(地区委員会)	11日　けやき台まちづくり協議会(本部) 29日　青少年健全育成連絡協議会(地区委員会)
運営	2日　第3回運営委員会		10日　第4回運営委員会
学年委員会	4日　4年生ベルマーク収集 5日　第3回学年委員会(オンライン) 21日　カートリッジ業者」受け取り 26日　ベルマーク収集作業郵送		5日　1.2年生学年活動打ち合せ 14日　4年生人の役に立つぞ委員会 27日　・1.2年生Mrチョップリンさんを迎えて学年活動 ・6年生先生と学年活動打ち合わせ
地区委員会	1.12日　安全指導当番(登校) 6.14日　安全指導当番(下校)		2.13.16.30日　安全指導当番(登校) 1.12.15.22.26.29日　安全指導当番(下校) 1～16日　中間報告について意見交換 2～16日　安全旗チェック 6日　班長旗の価格改定連絡 10日　班長旗発注依頼 19日　中間報告作成及び提出 29日　青少年健全育成連絡協議会報告書作成・印刷
体育部	9日　芝生広場管理 23日 第4回部会(ラジオ体操打合せ) 25～29日　ラジオ体操		17日　第4回部会(6年生が修学旅行を控えているのでコロナ予防のため中止)
家庭教養部	2日　LINE部会(PTA運営会議の報告)		10日　・PTA運営会議の報告 ・一般講座・こうみん講座の進捗報告 ・こうみん講座の打ち合わせ
広報部	1日　けやギネス取材 12日　はなみずき第1号配布 14日　PTAだより第2号各部原稿依頼 16日　はなみずき第2号本部確認依頼 21日　はなみずき第2号学校確認依頼 中旬　5年生自然学校取材依頼 6年生修学旅行学校取材依頼	1日　PTAだより第2号本部・学校確認依頼 31.1日　PTAだより第2号印刷・配布	2週　・はなみずき第2号配布 ・クラブ活動取材 ・学校取材依頼(2.3.4年生)

年間活動実績表

	10月	11月	12月
全体	17.24.31日　イオンパトロール	7.14.21.28日　イオンパトロール	12.19日　イオンパトロール
本部	2日　第5回役員会 22日　・芝生広場管理 ・第6回役員会	19日　落語会開催(こどもくらぶ) 26日　第7回役員会	11日　公園清掃(こどもくらぶ)
他機関への出席	8日　学校地域運営協議会 20日　青少年健全育成連絡協議会(地区委員会)	6日　けやき台地区まちづくり協議会(本部) 24日　青少年健全育成連絡協議会(地区委員)	15日　青少年健全育成連絡協議会(地区委員会)
運営	8日　第5回運営委員会	12日　第6回運営委員会	10日　第7回運営委員会
学年委員会	3日　・学年活動講師へのお礼状発送(1.2年生) ・ベルマークだより印刷・配布 5日　学年活動配布文書印刷(6年生)	1日　ベルマーク集計(4年生) 14日　ベルマーク集計発送 18日　美化活動(5年生) 22日　学年活動事前準備(6年生) 24日　学年活動事前準備→実施(落語)	
地区委員会	7.11.18.21日　安全指導当番(登校) 6.12.13.17.20.24.26.27日　安全指導当番(下校) 20日　・安全旗・箱の発注 ・青少年健全育成連絡協議会報告書作成・印刷 25～29日　安全旗交換 29日「安全パトロール中」プレートについて確認 後半　・安全マップについて確認 ・安全指導報告書作成	1.8.15.18.22.25日　安全指導当番(登校) 7.9.14.16.21.24.28日　安全指導当番(下校) 1日　安全旗交換 24日　青少年健全育成連絡協議会報告書作成・印刷 8～28日　LINEミーティング(旗管理班) 18～25日　LINEミーティング(安全指導班)、安全指導報告書作成	2日　次年度委員選出の地区委員紹介文章確認・修正 9.16.20日　安全指導当番(登校) 7.8.12.14.15.21日　安全指導当番(下校) 10日　・「立ち当番事前調査」文書作成・確認依頼 ・新規地区割検討(名簿作成依頼) ・安全指導当番お知らせ文書用封筒作成依頼 ・次年度委員選出についての打ち合わせ ・安全マップ見直し案作成 ・LINEミーティング ・予算案作成 ・安全指導報告書作成
体育部	1日　芝生広場管理	25日　部会(コミュニティセンターにて懇親会)	
家庭教養部	25日　一般講座	3日　こうみん講座 12日　・PTA運営会議の報告 ・一般講座完了後の報告・反省 ・こうみん講座完了後の報告・反省 ・部員にお礼のお茶・お菓子	
広報部	22日　家庭教養部講習会取材 27日　音楽会取材	6日　はなみずき第3号確認依頼 7日　PTAだより第3号原稿依頼 15日　はなみずき第3号確認依頼 16日　ドラフト送信 23日　PTAだより第3号確認依頼 24日　6年生学年活動取材	12月　・PTAだより第3号印刷・配布 ・はなみずき第3号印刷・配布 ・図工展取材

年間活動実績表

	1月	2月	3月
全体	16.23日　イオンパトロール	6.13.20.27日　イオンパトロール	6.13.20日　イオンパトロール
本部	7日　第8回役員会 28日　第9回役員会	12日　公園清掃(こどもくらぶ) 25日　第10回役員会	4月1日　第11回役員会
他機関への出席	26日　青少年健全育成連絡協議会会議(地区委員会) 27日　三田市PTA連合会役員会(本部)	7日　新入生学校説明会 11日　学校地域運営委員会 16日　青少年健全育成連絡協議会会議(地区委員会) 24日　三田市登下校安全見守り連絡会出席(地区委員会)	
運営	14日　第8回運営委員会	11日　第9回運営委員会	4日　第10回運営委員会　4月8日　第11回運営委員会(予定)
学年委員会	18日「人の為に立つぞ委員会」参加 24日　寄贈図書のPTAコーナー作成 31日　メッセージカードについてのお便りとカード配布 4月1日　・卒業式のメッセージカード手配 ・卒業祝い品手配、花束注文	6日　4年生ベルマークだより配布 16日　6年生活動	
地区委員会	10.13.17.20.24.31日　安全指導当番(登校) 12.16.19.23日　安全指導当番(下校) 14日　立ち当番事前調査書印刷 17日　立ち当番事前調査書配布 23日　パトロールプレート作成 28日　・パトロールプレート、登下校安全指導報告書、育成連絡協議会報告書等審議依頼 ・安全指導報告書作成	3.10.17.24.28日　安全指導当番(登校) 1.2.6.8.9.13.15.20日　安全指導当番(下校) 1日　立ち当番事前調査書開封 16日　地区児童担当の先生と相談 25日　R5第1回地区委員会	
体育部			
家庭教養部	14日　LINEミーティング ・PTA運営会議の報告 ・来年度役員引継ぎについて ・給食試食会の中止について		
広報部		7日　はなみずき第4号原稿本部承認依頼 19日　・はなみずき第4号原稿学校承認依頼 ・PTAだより第4号原稿依頼 ・PTAだより第4号本部承認依頼 ・PTAだより第4号学校承認依頼　等	

令和4年度　ベルマーク集計表

学年委員会

集計日	点数（点）	預金総額（円）
前年度繰越	―	2,512
令和4年7月　　発送 令和4年9月21日検収	19,548	22,060
令和4年11月　　発送 令和4年12月19日検収	17,138	39,198
合計	36,686	39,198
令和　5年　発送 注文商品	0	39,198

＜令和4年度　交換商品＞

なし。来年度に繰り越し

★ 令和５年度の各委員会･事業部会構成図 ★

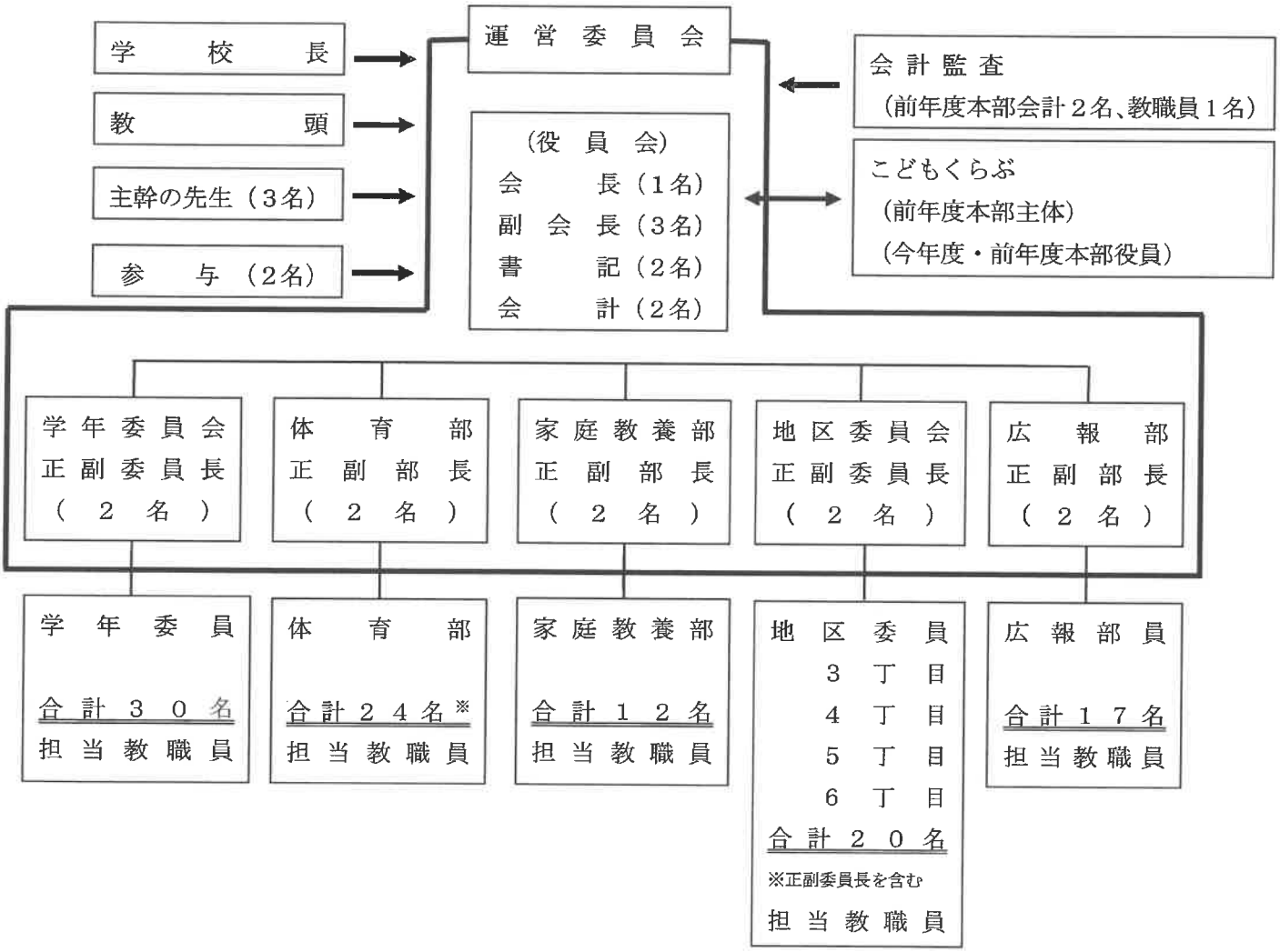

令和５年度事業計画　(案)

事　業　名	内　　容
全体活動	登下校時安全指導（全員参加） イオン三田ウッディタウンパトロール実施 その他安全防犯活動全般
役員会（本部）	ＰＴＡ活動全般の企画・監理・総括　　各委員選出 運営委員会の開催　　親子清掃の学校との共催 他機関への参加　　その他
運営委員会	各委員会・部会の監理・総括　　その他
学年委員会	学年活動　　ベルマーク収集活動 学校美化活動　　その他
地区委員会	登下校時安全指導の運営・管理　　担当地区別名簿の管理 安全マップの作成･管理　　横断旗の管理 ウッディタウン青少年健全育成連絡協議会参加　　その他
体育部	運動会保護者競技の企画運営　　夏休みラジオ体操運営 こども御輿の運営　　心肺蘇生法講習会 みどりの広場の芝生管理　　夏休みプール開放　　その他
家庭教養部	家庭教育学級規約に沿った講座を企画開催 三田市合同運営委員会への出席　　その他
広報部	ＰＴＡ活動等の取材 広報誌の企画・制作・発行 ＰＴＡだよりの作成・発行　　その他
選考委員会	次期役員予定者選出
会計監査	当該年度の会計決算書に虚偽が無いかの確認 ＰＴＡ活動と明らかに異なる用途に予算を使用していないかの確認

三田市立けやき台小学校ＰＴＡ規約（案）

第１章　総則

（名称及び事務所）

第１条　本会は、三田市立けやき台小学校ＰＴＡ（以下「本会」という。）と称し、所在地　三田市けやき台３丁目７７番地　三田市立けやき台小学校内に置く。

２　事務所に本会の会員名簿・会計簿・領収書綴りその他の諸記録を備えるものとする。

（目的）

第２条　本会は、家庭及び学校が一体となって、家庭・地域・学校における児童の幸福と健全な成長を図ることを目的とする。

（事業）

第３条　本会は、前条の目的達成のため、次の方針に基づいて活動を行う。

（１）家庭や地域における教育の向上と児童の健全育成に努める。

（２）学校・地域における教育環境の改善向上に努める。

（３）会員の研修を深め、資質の向上と相互理解及び相互の親睦を図る。

（４）学校教育振興への協力と助成に努める。

（５）郷土を愛し、地域社会・文化の向上を図る。

（６）特定の政党や宗教に偏る行為、営利を目的とする行為は行わない。

（７）本会または、本会の役員名を、政治的・営利的行為などに利用しない。

（８）学校の人事に干渉しない。

（会員）

第４条　本会は、けやき台小学校に在学する児童の保護者及び同校に勤務する教職員をもって構成する。

（個人情報）

第５条　本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については、別途「三田市立けやき台小学校ＰＴＡ個人情報取扱規則」に定め、適正に運用するものとする。

第２章　役員等

（本部役員）

第６条　本会の本部役員（以下「役員」という。）は次のとおりとする。

（１）会　長　　１名

（２）副会長　　３名

（３）書　記　　２名

（４）会　計　　２名

（役員の任務）

第７条　役員の任務は次のとおりとする。

（１）会長は、本会を代表し、会務を総括する。

（２）副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その任務を代行する。

（3）書記は、会の事務を処理するとともに、他役員の補佐をおこなう。
（4）会計は、会の収支を経理するとともに、他役員の補佐をおこなう。

（顧問・参与）
第８条　本会は、顧問及び参与を次のとおり置くことができる。顧問は学校長に就任を要請し、参与は前年度本部役員の中から互選により選出し、運営委員会の承認を得て、総会に報告する。
（1）顧問　　１名（学校長）
（2）参与　　２名までとする。

（顧問・参与の任務）
第９条　顧問は、会長の諮問に応じ、又、会の運営を助言する。
２　参与は、会長からの要請に応じて、重要会議に出席して、会の運営を助言する。

（委員会・事業部会）
第１０条　本会に次の委員会及び事業部会を置く。
（1）学年委員会
（2）地区委員会
（3）体育部
（4）家庭教養部
（5）広報部

（委員会・事業部会の構成及び任務）
第１１条　委員会・事業部会の構成及び任務は次のとおりとする。
（1）学年委員会
　委員は、原則各学年５名の保護者及び担当教職員で構成され、委員長、副委員長を各１名選出後、各学年に代表委員を１名置き、ＰＴＡ学年活動の運営に関する事項について処理または審議決定する。委員会の招集は、委員長が行う。
（2）地区委員会
　委員は、原則各地区（地区委員会で定められた地区）１名の保護者と校外生活指導教職員などによって構成され、委員長、副委員長各１名を置き、ＰＴＡ地区活動の運営に関する事項について処理または審議決定する。委員会の招集は、委員長が行う。
（3）体育部
　部員は、原則各学年１名以上の保護者と教職員によって構成され、部長、副部長各１名を置き、会員・児童相互の体力向上と親睦を深めるための活動を行う。事業部会の招集は、部長が行う。
（4）家庭教養部
　部員は、原則各学年１名以上の保護者と教職員によって構成され、部長、副部長各１名を置き、会員の教養を高めるとともに、家庭教育学級の運営を行い、家庭教育学級の運営については、けやき台小学校家庭教育学級規約において定める。事業部会の招集は、部長が行う。
（5）広報部
　部員は、原則各学年１名以上の保護者と教職員によって構成され、部長、副部長各１名を置き、広報誌等を活用してＰＴＡ活動を会員及び地域に広く認知してもらう為の情報発信を行う。
　また必要に応じ、ＰＴＡ会員以外の者を当該活動に参加させることができる。事業部会の招集は、部長が行う。

（役員の選出）
第１２条　役員及び会計監査は、役員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設けて選出し、総会の承認を得るものとする。

２　選考委員会は、現職の会長及び副会長、前年度の役員及び教職員１名で構成する。
３　選考委員会の委員長は、前年度会長がこれにあたる。ただし、当該ＰＴＡ会員でなくなった場合などは、委員会において互選にて選出する。
４　選考委員において、当該ＰＴＡの会員でなくなったなどにより欠員を生じる場合は、必要に応じ現会長が指名することができる。
５　役員などの選考については、別途「本部役員予定者選考規程」により定める。

（任期）
第１３条　役員及び参与の任期は１年とする。ただし、再任は妨げない。
２　当該年度途中に役員、委員及び部員に欠員が生じたときは補充し、後任者の任期は、前任者の任期の残期間とする。ただし、会の運営に重大な支障がないとき、またはその他の理由により運営委員会の承認があるときは補充しないことがある。

第3章　会議

（会議）
第１４条　本会には、次の会議を置く。
（１）総会
（２）運営委員会
（３）役員会

（総会）
第１５条　総会は、定期総会、臨時総会とし、全会員により構成し、本会の最高決議機関とする。
２　定期総会は、年１回、毎年４月に開催する。
３　総会は、会長が招集し、会員の１／２以上の出席により成立する。ただし、止むを得ない理由で出席できない会員は、委任状の提出により出席したものとみなす。
４　総会の議長は、その総会において出席した会員の中から選出する。
５　総会の議事は、出席会員の過半数の賛成により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
６　定期総会は、会則の改廃、事業報告及び決算報告、活動計画及び予算の承認、役員の承認、その他本会の運営に関する事項を議決する。
７　臨時総会は、会長が必要と認めたとき、または運営委員会もしくは会員の１／３以上の請求があった場合に開催することができる。
８　総会は、会員が集合して行う他、次条に定める運営委員会の決議により了承された場合において、書面、又は電磁的方法（以下「紙面等総会」という。）により開催することができる。
９　紙面等総会は、会員の１／２以上の議決権行使書の提出をもって、成立する。
１０　紙面等総会の議事は、議決権行使書提出会員の過半数により決し、可否同数のときは、議長権限者の決するところによる。議長権限者とする者については、事前に運営委員会において承認を得なければならない。
１１　その他紙面等総会の開催に関する事項については、三田市立けやき台小学校ＰＴＡ運営細則に定めるものとする。

（運営委員会）
第１６条　役員、各委員会及び事業部会の代表２名によって構成し、総会に次ぐ決議機関とする。
２　運営委員会は会長が召集し、運営に関する事項について処理または審議決定する。
３　運営委員会は、構成人員の１／２以上の出席によって成立し、その議事は出席者の過半数により決議する。

（役員会）
第１７条　役員によって構成し、運営に関する事項の企画立案及び渉外関係を担当し、執行するほか、各委員会、各事業部会の連絡調整を行う。
２　役員会は会長が召集し、必要に応じて、各委員会、各事業部会の代表または、当面の事業に関係のある委員会員・部会員の全員を加えることができる。

第4章　会計

（経理）
第１８条　本会の経理は、会費及びその他の収入をもって充てる。総会において議決された予算に基づいて行われる。ただし、運営委員会において必要と認められ議決されたものについては、当年度予算を超過しない範囲で使用することができる。

（会費）
第１９条　本会の会費は、１家庭月額３００円とする。
２　年度途中の転入および転出については、毎月１日時点で在校している家庭を対象として徴収する。

（会計監査）
第２０条　本会の会計監査は、保護者２名と教職員１名を置き、その任期は１年とする。
ただし、再任は妨げない。
２　会計監査は、当該年度の会計を監査し、その結果を総会に報告する。
３　会計監査は、年１回を原則とする。ただし、必要により臨時に行うことができる。

（会計年度）
第２１条　本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

第5章　規約の改正

（規約の改正）
第２２条　本会の規約は、総会の承認がなければ改正することができない。

（委任・報告）
第２３条　本規約第９条並びに１０条の施行に関し必要な事項がある場合は、前条の規定にかかわらず、役員会で協議の上、決定し、運営委員会で承認を求め、これを定め、変更することができる。
２　本規約で定めない本会の運営に関する詳細の事項については、運営委員会で定める。
３　１項及び２項が生じた場合、会長はすみやかに会員に報告しなければならない。

附　則

（実施）

1　この規約は、平成５年４月１日より施行する。

平成６年５月２１日	改　正	
平成７年５月２０日	改　正	
平成８年４月２０日	改　正	
平成９年４月１９日	改　正	
平成１０年４月１８日	改　正	
平成１１年４月１７日	改　正	
平成１２年４月２２日	改　正	
平成１３年４月２１日	改　正	
平成１５年４月１９日	改　正	
平成１６年４月２４日	改　正	
平成１７年４月２３日	一部改正	（第１３条６項）
平成１８年４月２２日	改　正	
平成１９年５月１２日	改　正	
平成２０年４月２６日	改　正	
平成２１年４月２５日	改　正	
平成２２年４月２４日	改　正	
平成２３年４月２４日	改　正	（全部改正）
平成２４年２月１１日	一部改正	（第９条、第１０条）
平成２４年４月２８日	一部改正	（第１８条２項追加）
平成２６年４月２６日	一部改正	（第１条１項、第８条２項）
平成３０年４月２１日	一部改正	（別途規則制定に伴い第５条追加）
平成３１年４月２０日	一部改正	（第１８条）
令和５年４月２６日	一部改正	（第１条変更、第１５条第８項以下追加）

三田市立けやき台小学校ＰＴＡ 個人情報取扱規則

（目的）
第１条　三田市立けやき台小学校ＰＴＡ（以下、「本会」という。）が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、会員の権利・利益を保護することを目的に、ＰＴＡ役員名簿及びその他の個人情報データベース（以下、「個人情報データベース」という。）の取扱いについて定めるものとする。

（責務）
第２条　本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、ＰＴＡ活動において個人情報の保護に努めるものとする。

（管理者）
第３条　本会における個人情報データベースの管理者は、ＰＴＡ会長とする。

（取扱者）
第４条　本会における個人情報データベースの取扱者は、ＰＴＡ本部役員及び各部・各委員とする。

（秘密保持義務）
第５条　個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

（収集方法）
第６条　本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

（利用目的）
第７条　取得した個人情報は、次の目的のために利用する。
（１）会費請求、管理などのための連絡
（２）文書などの送付
（３）本会役員・部会・委員会・会員名簿の作成

（利用目的による制限）
第８条　本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

（管理）
第９条　個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適性に管理する。
２　不要となった個人情報は管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

（保管及び持ち出しなど）
第１０条　個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器などについては、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

（第三者提供の制限）
第１１条　個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。
（１）法令に基づく場合
（２）人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
（３）公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合
（４）国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

（第三者提供に係る記録の作成など）
第１２条　個人情報を第三者（前条第１号から第４号の場合及び県、市役所、区役所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。
（１）第三者の氏名・名称
（２）提供する対象者の氏名
（３）提供する情報の項目
（４）対象者の同意を得ている旨

（第三者提供を受ける際の確認など）
第１３条　第三者（１１条第１号から第４号の場合及び県、市役所、区役所を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。
（１）第三者の氏名
（２）第三者が個人情報を取得した経緯
（３）提供を受ける対象者の氏名
（４）提供を受ける情報の項目
（５）対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

（情報開示等）
第１４条　本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

（漏えい時等の対応）
第１５条　個人情報データベースを漏えいなどしたおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

（苦情の処理）
第１６条　本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（改正）
第１７条　本会の規則は、総会の承認がなければ改正することができない。

附則

（実施）
１　本規則は、平成２９年１１月１１日より施行する。

三田市立けやき台小学校ＰＴＡ運営細則

第１章　総則

（目的）

第１条　この細則は、三田市立けやき台小学校ＰＴＡ規約（以下「規約」という。）に基づき、三田市立けやき台小学校ＰＴＡ（以下「本会」という。）の運営に関して必要な事項を定め、本会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

第２章　選出

（委員・部員の選出）

第２条　委員及び部員は、本部役員予定者選考規程に準じ、一般委員・部員に適応するよう運営委員会にて年度毎に作成された基準により選出する。

２　選出は、前年度の本部役員・学年委員・地区委員が進行役を務める。

（運営委員の選出）

第３条　運営委員（正副委員長・部長）の選出は、前年度の運営委員（正副委員長・部長）が進行役を務める。

（欠員の補充）

第４条　委員・部員の欠員に関して次のように定める。

（１）後任は選出時の補欠１番の方からお願いする。

（２）本会の運営に重大な支障がないときは補充しないこともある。

（補充委員の履歴）

第５条　補充委員は次の条件の時に、その履歴が認められる。

（１）任期が半分以上残っている時。

（２）残りの任期が半分以下であっても、主な活動が残っている場合は役員会と当該の委員の代表で認めることができる。

第３章　慶弔

（慶弔事の取り扱い）

第６条　慶事について別表１のとおり定める。

２　疾病及び災害におけるお見舞いについて別表２のとおり定める。

３　弔事について別表３のとおり定める。

４　その他、必要と認める場合は、役員会において協議決定し、運営委員会に報告する。

５　いかなる場合も返礼はしないものとする。

第４章　会計

（経理）

第７条　本会の活動に関する支出は、支出決裁書に記載して行う。

２　交通費は、実費で請求できる。

３　支出が５万円以上になる場合は、会長の決裁を必要とする。

第５章　紙面等総会

（総会事務）

第８条　会長は、紙面等総会開催にあたり、会員に総会資料の掲示から議決権行使期間末日まで２週間以上の猶予を設けるものとする。

２　紙面等総会の結果報告については、議決権行使期間終了日の翌日から起算して３０日以内に、会員に対し書面または電磁的方法をもって通知する。

第６章　改廃

（改廃）

第９条　本細則は、運営委員会において出席者の１／２以上の賛成により改廃することができる。

附則

（実施）

１　本細則は、平成１０年５月１日より施行する。

平成１５年４月１９日　一部改正［第１章］
平成１８年３月１１日　一部改正［学級委員→学年委員］
平成２１年３月　７日　一部改正［別表２］
平成２３年３月１２日　全部改正［規約改正に合わせ、各条文を整理し、表現手法を改めた］
［別表１　慶事（結婚，出産），別表３　弔事（教職員（一親等））一部見直し］
平成２５年１月１２日　一部改正　［別表１］
平成２６年３月　８日　一部改正　［第６条］
令和　５年４月２６日　第５章追加（紙面等総会の開催に関する事務を規定）

☆別表１　慶事

事　由	対　象	金額他
結婚	在籍の教職員	祝電
入学、卒業式	地域の教育機関	祝電

☆別表２　お見舞い

対　象	事　由	金額他	連絡先
児童	火事による災害、疾病又は負傷などで７日以上入院した時。	５０００円	学校 本部役員 当該学年委員
教職員	火事による災害、疾病又は負傷などで７日以上入院した時。	５０００円	学校
保護者	火事による災害、疾病又は負傷などで７日以上入院した時。	５０００円	学校･本部役員 当該学年委員

☆別表３　弔事

対　象	金額他	電話連絡先	会葬など
児童	香料１万円と しきみ一対 弔電	全運営委員 当該学年保護者	全職員 学級児童など 全運営委員 学級保護者など
教職員(本人)	香料１万円と しきみ一対 弔電	全運営委員 当該学年保護者	全職員 学級児童など 全運営委員 学級保護者など
教職員(一親等など)	弔電	本部役員	
保護者	香料１万円と しきみ一対 弔電	全運営委員 当該学年保護者	学校代表 ＰＴＡ代表 当該学年委員 当該ｸﾗｽ担任 当該ｸﾗｽ保護者など
ＰＴＡにご尽力頂いた方など (過去の役員など)	役員会において協議の上 適宜連絡する		

本部役員予定者選考規程

第１章　総則

（目的）

第１条　この規程は、三田市立けやき台小学校ＰＴＡ規約（以下「規約」という）第１１条の規定により設置した役員選考委員会（以下「選考委員会」という）において、けやき台小学校ＰＴＡ本部役員予定者（以下「予定者」という）を選考する方法などを定める事を目的とする。

２　この規程に定めるものの外、必要な事項は選考委員会において定めるものとする。

第２章　選考

（方針）

第２条　役員には、ＰＴＡの本旨を理解し、家庭・地域・学校における児童の幸福と健全な育成を図ることについて、ＰＴＡ会員の中で公正な識見を有する者の内から、これを選考する。また、選考は公平かつ公正に行う。

（役職及び定数）

第３条　選考する本部役員の役職及び定数は、規約第６条及び第２０条の規定により、会長１名、副会長３名、書記２名、会計２名、会計監査２名とする。ただし、予定者に欠員を生じる場合を想定し、必要に応じて補欠者数名を選考する。

２　ただし書きで選考する補欠者は、その資格を次年度本部役員の任期期間中、保留する。

（方法）

第４条　予定者は立候補した者もしくは他のＰＴＡ会員より推薦を受けた者の中から選考委員が選考する。

２　前項によって決定しない時は、対象者の中からくじにより、予定者及び補欠者を決定する。ただし、対象者が欠席した場合は、選考委員長または学校長が代わってこれを行う。

（除外対象）

第５条　次のいずれかに該当する者は、選考の対象から除外することができる。

（１）次年度当該ＰＴＡ会員ではない者。

（２）当該年度の選考委員。

（３）過去に、当該ＰＴＡの本部役員及び委員・部員を経験した者。

（４）次年度、未就園児のいる者。（次年度入園予定者は除く。）

（５）次年度、４月２日現在で２歳以下の子どもがいる者。

（６）次年度、自治会役員（本部、正副部長）、西野上地区役員（婦人会、ＪＡ女性会代表）、幼稚園役員（本部）、中学校及び高校のＰＴＡ役員（本部、正副委員長・正副部長）、少年補導員、健康推進委員に内定している者。

（７）その他、特別な理由でＰＴＡ本部役員の活動が困難であることを選考委員会が認めた者。

（役員経歴）

第６条　予定者の役員経歴については、以後の役員、委員及び部員の選出からは、除外する。ただし、本人が了承した場合は、この限りではない。

第３章　改正

（改正）
第７条　本規程は選考委員全員の出席かつ賛成がなければ改正する事ができない。
２　改正内容については、運営委員会において過半数の賛成を得て施行するものとする。

附則

（実施）
１　この規程は、平成９年１１月１５日から施行する。

平成１１年１１月　６日　一部改正［（本部役員予定者の役員経歴）を追記］
平成１５年　３月　１日　一部改正［（選考する役職及び定数）追記、（予定者及び候補者の除外対象）追記、（本部役員予定者の役員経歴）を改正、（規程の改正）追記］
平成２１年　１月１０日　一部改正［（選考する役職及び定数）を改正、（予定者の選考方法）を改正、（候補者の選考方法）を削除、（予定者及び候補者の除外対象）を改正］
平成２３年　３月１２日　全部改正［規約改正に合わせ、各条文を整理し、表現手法を改めた］
［第５条（６）除外対象者の表記を改正］

三田市立けやき台小学校ＰＴＡ旅費規程

第１章　総則

（目的）
第１条　本規程は、三田市立けやき台小学校ＰＴＡ（以下「本会」という）会員の本会活動における旅費の支給について定めることを目的とする。

第２章　対象

（対象）
第２条　本規程でいう本会活動とは、役員会、運営委員会の要請による会議、学習会等への出席、活動へ参加する事、及び各事業部あるいは、委員会に於ける自主的活動で、部長あるいは委員長が承認したものとする。
２　活動内容から個人的な活動、あるいは学習に結びつくと考えられるものは除外する。

第３章　処理

（請求）
第３条　本会活動における旅費の請求は下記により行う。また、請求は速やかに行うこと。
（１）定められた様式に必要事項を記入する。
（２）役員会、運営委員会からの要請のものは、直接会計へ提出する。
（３）各事業部あるいは委員会活動におけるものは原則として、部長あるいは委員長を経由して会計へ提出する。

（支給）
第４条　旅費の支給は請求によることを原則とし、請求のないものは支給しない。
２　旅費の支給は、原則として後払いとする。
３　旅費は実費を現金にて速やかに支給することを原則とする。

（認定）
第５条　旅費の認定は次のとおりとする。
（１）公共交通機関利用の場合、出発地点は原則として会員の最寄りの駅からとし、原則としてタクシーの利用は認めない。また、鉄道とバスが並行しているときは、安価運賃とする。
（２）自家用車を利用の時（複数の乗車を含む）、走行距離１㎞当たり２０円を自動車の所有者に支払う。駐車料金・通行料については、領収書を請求書に添付する。

（その他）
第６条　その他、特に必要と認める場合は、役員会において協議決定する。

第４章　改廃

（改廃）
第７条　本規程は、運営委員会において、出席委員の過半数の賛成により、改廃できる。

附則

（実施）

１　本規程は、平成１０年１０月３日より施行する。

平成２３年３月１２日　　全部改正　［規約改正に合わせ、各条文を整理し、表現手法を改めた］

三田市立けやき台小学校家庭教育学級規約

第１章　総則

（目的）
第１条　家庭は、子供を育てる上で重要な役割を果たしている。家庭教育学級は、学校と家庭が連携をとりながら共々に、考え学び合う機会を持ち、地域社会における家庭の教育力の向上を図り、子供を見つめる目をみがき、同時に子育てを通して親自身が人間として成長する生涯学習の場である。本規約は、三田市立けやき台小学校ＰＴＡ（以下「本会」という）会員の情報交換や共同研究、学習を行いより良い子育てに役立てることを目的とする。

第２章　対象

（対象）
第２条　本会会員とする。

第３章　運営

（運営方法）
第３条　家庭教養部が企画運営する。ただし、部長が必要と認めた時は、本会会員より運営スタッフを公募し、企画運営することができる。

第４章　改廃

（改廃）
第４条　本規約は、運営委員会において、出席委員の過半数の賛成により、改廃できる。

附則

（実施）
１　本規約は、平成１２年４月１日より施行する。

平成１２年５月６日	一部改正	［第１条］ ［第５条］
平成１３年２月３日	一部改正	［第２条］ ［第３条］ ［第４条］ ［第５条］
平成１８年３月１１日	一部改正	［第３条］
平成２３年３月１２日	全部改正	［規約改正に合わせ、各条文を整理し、表現手法を改めた］
平成２４年２月１１日	一部改正	［第３条］